

湯河原町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和8年3月
湯河原町

■ 目次

1. 背景	1
(1) 地球温暖化問題	
(2) 実行計画策定の背景	
2. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	6
(1) 温室効果ガス総排出量	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	8
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	10
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	15
(1) 実行計画の推進・点検体制	
(2) 進捗状況の公表	
(3) 職員研修等の実施	

1. 背景

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化問題は、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨等の異常気象のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 実行計画策定の背景

平成27年（2015年）に、フランス・パリにおいてCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）が開催され、法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

平成29年（2018年）に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を令和32年（2050年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、令和32年（2050年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

令和2年（2020年）10月、政府は、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」、「脱炭素社会」の実現を目指すことを宣言しました。

令和7年（2025年）2月には、国の新たな地球温暖化対策計画が改定され、令和32年（2050年）ネット・ゼロの実現や、温室効果ガス削減目標として、令和12年度（2030年度）において、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続け、また、令和17年度（2035年度）、令和22年度（2040年度）において、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、という新たな削減目標が位置付けられました。

同時期に政府実行計画の改定も行われ、温室効果ガス排出削減目標を、平成25年度（2013年度）を基準として、令和12年度（2030年度）までに50%削減、令和17年度（2035年度）までに65%削減、令和22年度（2040年度）までに79%削減することが目標として掲げられました。

湯河原町においては、平成18年度（2006年度）に「湯原町地球温暖化対策実行計画」を策定し、事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制に取り組んできましたが、近年の国際的なカーボンニュートラルへの動きや地球温暖化対策計画等を踏まえるため、改めて本計画を策定するものです。

2. 基本的事項

(1) 目的

湯河原町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、湯河原町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

●地球温暖化対策の推進に関する法律
（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～13（略）

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15（略）

16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

17～18（略）

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、湯河原町の全ての事務・事業とし、対象範囲の詳細は表1に示すとおりです。

なお、外部への委託により実施する事業等については、湯河原町がエネルギー管理権限を有する場合に限り温室効果ガス総排出量の算定範囲に含めるものとしますが、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請するものとします。また、湯河原美化センターについては、湯河原町と真鶴町の2町でごみの処理を共同で行っている施設であり、基本的には一部事務組合である湯河原町真鶴町衛生組合にて温室効果ガス排出量の算定を行うため、本計画の対象外とします。

表1 本計画の対象となる施設

分類	施設名
庁舎施設	本庁舎（第1～第3庁舎）
消防施設	消防本部、奥湯河原分署、第1～第6分団詰所、第8分団詰所、第9分団詰所
学校施設	湯河原小学校、吉浜小学校、東台福浦小学校、湯河原中学校
体育施設	ヘルシープラザ、町民体育館
子育て支援施設	おにわ保育園、まさご保育園、たちばな保育園、みやのうえ保育園、地域福祉センター2号館
集会施設	宮上会館、宮下会館、城堀会館、門川会館、鍛冶屋会館、中央区民会館、文化福社会館、川堀会館、福浦会館、温泉場ぶらりお休み処、防災コミュニティセンター
保健福祉施設	保健センター、地域福祉センター1号館
観光施設	こごめの湯、万葉公園玄関テラス、駅前観光案内所、万葉亭
公園施設	湯河原総合運動公園、湯河原海浜公園、幕山公園
生涯学習施設	町立美術館、図書館
駐車場施設	湯河原海浜公園駐車場、万葉公園第2駐車場、万葉公園第3駐車場、湯河原駅臨時第3駐車場、湯河原温泉駐車場
下水道施設	湯河原浄水センター
上水道施設	広河原浄水場、上野配水池、城ヶ尾配水池、神谷配水池、第1分水井、第1配水池、西山配水池、孫込配水池、第2配水池、丸山配水池、丸山住宅配水池、国見配水池、大伊豆配水池、桜山ポンプ場、城ヶ尾ポンプ場、アケジ沢取水施設、大伊豆ポンプ場、幕山浄水場、黒石配水池、細沢配水池、鍛冶屋配水池、白沼田配水池、前栗場配水池、前栗場北部配水池、兔沢配水池、福浦配水池、枇杷窪配水池、湯河原CC配水池、南郷浄水場、尾崎浄水場、尾崎配水池、川堀配水池、城堀第1配水池、城堀第2配水池、城堀中央配水池、城堀第3配水池、城堀第4配水池、城堀第5配水池、城堀洞山高架水槽

温泉施設	奥湯河原サービランス、奥湯河原中継ポンプ所、権現山サービランスセンター、宮上サービランス、土肥サービランス、集湯ポンプ所（美術館対岸）、広河原送湯ポンプ所、町営1～10号源泉
------	---

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項では、温室効果ガスとして表2に示す7種類の物質が掲げられています。このうち、本計画で算定の対象とする温室効果ガスは、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)のみとします。

表2 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	地球温暖化係数	主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	1	燃料の使用、電気の使用、廃棄物の焼却処分等
メタン (CH ₄)	28	燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の埋立処分、排水処理等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	265	燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、排水処理等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	1,300	冷凍空気調和機器の使用、半導体素子等の製造等
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	6,630	半導体素子等の製造等
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	23,500	電気機械器具や半導体素子等の製造等
三ふっ化窒素 (NF ₃)	16,100	半導体素子等の製造等

●地球温暖化係数とは

ガスの温室効果の強さはその種類によって異なっているため、二酸化炭素を1（基準）として、各ガスの温室効果の強さを数値化したものです。代替フロンは種類により地球温暖化係数が異なるため、表2において、ハイドロフルオロカーボン類はHFC-134a、パーフルオロカーボン類はPFC-14の係数をそれぞれ代表値として記載しています。

(4) 計画期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和22年度（2040年度）末までの15年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

項目	年度				
	平成25年 2013年	...	令和8年 2026年	...	令和22年 2040年
期間中の事項	基準 年度		計画 開始		目標 年度
計画期間			→		

図1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき地方公共団体に策定が義務づけられている地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定するものです。

また、国の地球温暖化対策計画及び湯河原町のゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）に即して策定します。

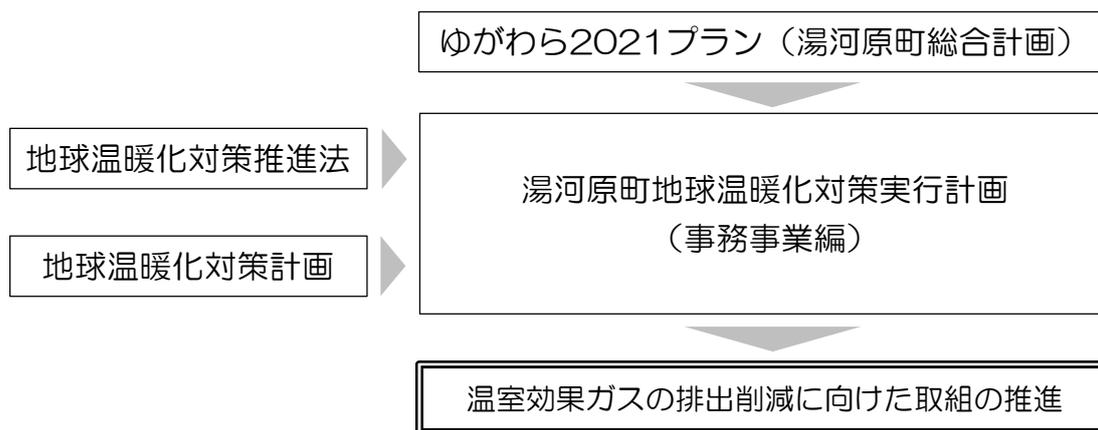


図2 本計画の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

湯河原町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25年度（2013年度）において6,623,030kg-CO₂となっています。エネルギー種別では電気が全体の約92%を占め、次いで灯油が約5%となっています。

表2 平成25年度（2013年度）における湯河原町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量

種別	年間消費量		エネルギーの使用量の単位 当たりの二酸化炭素排出量		年間排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
ガソリン	50,957	L	2.33	kg-CO ₂ /L	118,221	1.8
灯油	129,521	L	2.49	kg-CO ₂ /L	322,508	4.9
軽油	5,365	L	2.58	kg-CO ₂ /L	13,842	0.2
A重油	0	L	2.71	kg-CO ₂ /L	0	0
LPガス	13,286	m ³	6.55	kg-CO ₂ / m ³	87,021	1.3
都市ガス	3,174	m ³	2.16	kg-CO ₂ / m ³	6,856	0.1
電気	11,439,891	kwh	0.531	kg-CO ₂ / kwh	6,074,582	91.7
合計					6,623,030	100

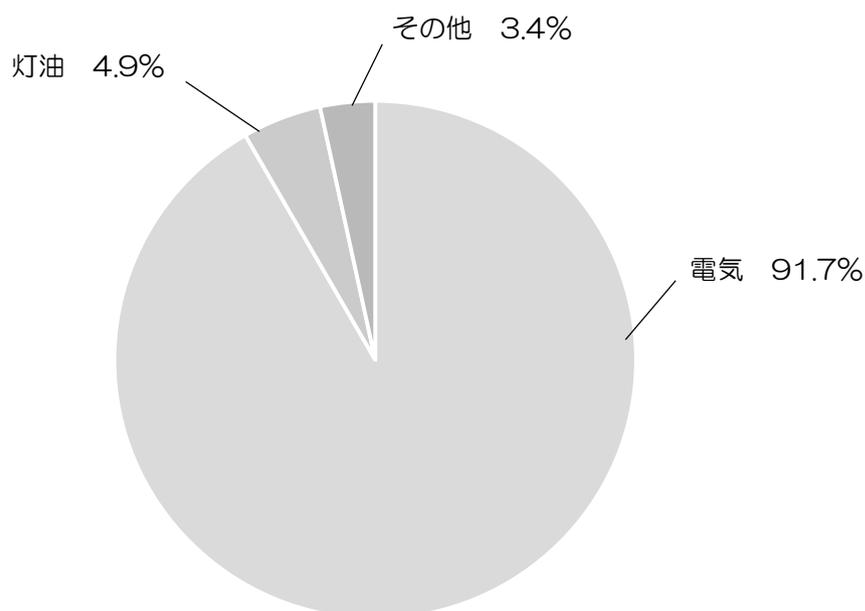


図3 温室効果ガス排出量構成比

※電気以外の各エネルギーの使用量の単位当たりの二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「地球温暖化対策推進法施行令」といいます。）を基に算出しています。なお、LPガスのブタンとプロパンの混合比率については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和7年3月）に基づき、「総合エネルギー統計」（経済産業省資源エネルギー庁）に記載されたLPGの混合比率（プロパン7：ブタン3）と同一とみなして計算しています。

※電気の使用量の単位当たりの二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号ハの規定に基づく環境大臣及び経済産業大臣の告示（平成22年8月17日、経済産業省・環境省告示第10号）第1号に基づき毎年告示される電気事業者ごとの基礎排出係数を使用しています。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされているため、政府実行計画の目標を踏まえて、湯河原町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度である令和22年度（2040年度）において、基準年度である平成25年度（2013年度）比で79%削減することを目標とします。

表3 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度	目標年度
	平成25年度（2013年度）	令和22年度（2040年度）
温室効果ガスの排出量	6,623 t-CO ₂	1,391 t-CO ₂
削減率	-	79%

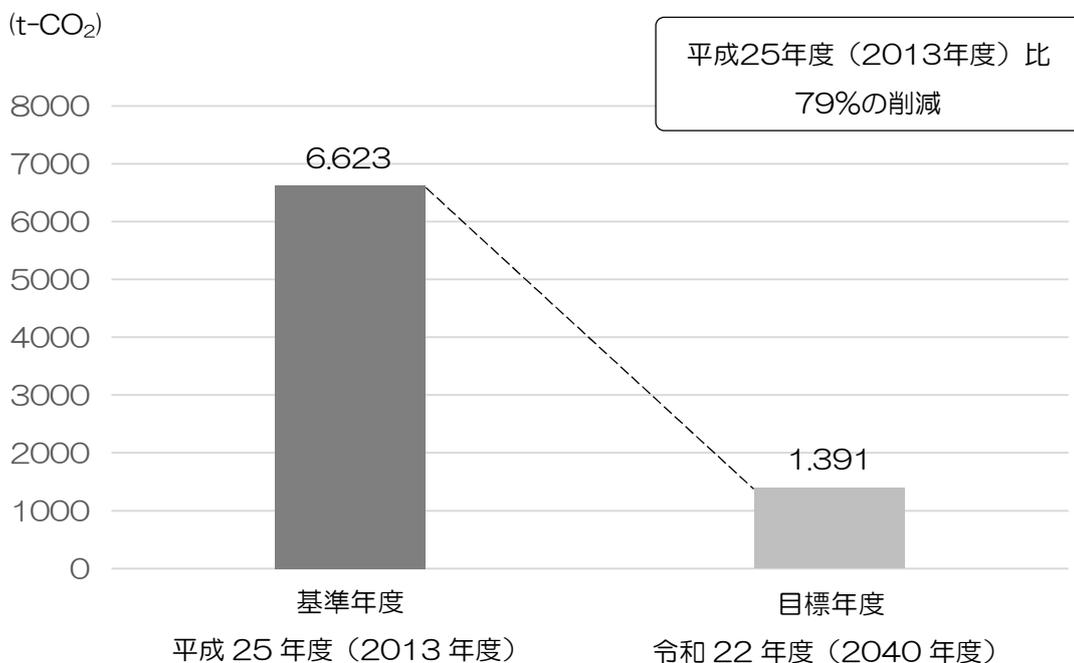


図4 温室効果ガスの削減目標

●政府実行計画

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画である「政府実行計画」は、地球温暖化対策推法第20条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して策定されるものです。新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされた令和7年（2025年）2月に、政府実行計画の改定も行われました。

これまでの温室効果ガス排出削減目標は、平成25年度（2013年度）比で政府の温室効果ガスの総排出量を令和12年度（2030年度）までに50%削減する、というものでしたが、改定された政府実行計画においては、平成25年度（2013年度）を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を令和12年度（2030年度）までに50%削減、令和17年度（2035年度）までに65%削減、令和22年度（2040年度）までに79%削減することを目標とし、目標に向けて政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施していく、と定められています。

また、この温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されています。

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因の約92%を占める電気使用量の削減に重点的に取り組めます。

公共施設を管理する各部局等により、再生可能エネルギー電力調達の推進、二酸化炭素の吸収源対策、省エネルギーの推進、廃棄物の減量とリサイクルに関する取組をそれぞれ実施するとともに、職員の日常の行動から省エネルギーや廃棄物の減量等に取り組めます。

●再生可能エネルギーとは

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等のエネルギー資源を繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーのことです。

(2) 重点取組

湯河原町は、東に相模灘、西に富士山を望む、海と山が調和する豊かな自然と歴史ある温泉が魅力のまちです。このような湯河原町の地域資源を活かし、太陽光発電だけでなく、小水力発電や温泉熱発電等の湯河原町に適した実現性の高い再生可能エネルギーについて費用対効果等も考慮しながら研究を進めます。なお、公共施設において太陽光発電設備の導入を検討した際に、施設の電力需要量や費用対効果等により設置しないと判断した場合であっても、地域の太陽光発電の普及につながるよう「屋根貸し」等の利用を検討します。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や海洋生態系の整備・保全に努めるとともに、地球温暖化防止対策の活性化を図れるようカーボンクレジット制度の導入について検討します。

●海洋生態系が吸収する二酸化炭素（ブルーカーボン）とは

藻場、塩性湿地、干潟、マングローブ林等の海洋生態系が光合成により二酸化炭素を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のことを、ブルーカーボンといいます。

●カーボンクレジット制度とは

温室効果ガスの削減量・吸収量を認証して取引できるようにした仕組みのことです。国が認証している制度として「J-クレジット制度」があり、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をJ-クレジットとして認証しています。クレジットを取引することにより、削減しきれない温室効果ガス排出量の一部又は全部を埋め合わせるカーボン・オフセット等が行われています。

(3) 具体的な取組内容

①再生可能エネルギー電力調達の推進

取組項目	具体的な活動
再生可能エネルギー設備の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難場所となる公共施設であって、長期的な利用が見込まれる公共施設を優先し、災害時等の停電の備えとしても活用できる太陽光発電や蓄電設備の導入を促進する。太陽光発電設備の設置の際には、財政負担を軽減するため、必要に応じPPAモデルの活用も検討する。
	<p>●PPA（Power Purchase Agreement）とは 太陽光発電事業者が発電した電力を特定の需要家等に供給する契約方式のことで、本計画では、太陽光発電事業者が自治体や企業等の屋根や敷地に太陽光発電システム等は無償で設置・運用して、発電した電気を当該自治体や企業等が購入し、その使用料を太陽光発電事業者に支払うビジネスモデルを想定しています。</p>
再生可能エネルギー電力等の調達推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小水力発電や温泉熱発電等について、費用対効果や技術水準等を見極めながら導入について検討する。 ・消費電力量が大きい公共施設を優先し、再生可能エネルギー由来の電力又は二酸化炭素排出係数の低い電力の調達に取り組む。

②二酸化炭素の吸収源対策

取組項目	具体的な活動
自然環境の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐等の森林整備を計画的に実施し、森林の保全に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルーカーボンについて、湯河原町の地域資源との相性や可能性を検討する。
カーボンクレジット制度の研究	<ul style="list-style-type: none"> ・Jクレジット制度の活用について検討する。

③省エネルギーの推進

取組項目	具体的な活動
公共施設における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設を改修する際は、断熱構造等の省エネルギーに配慮した改修を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の更新（建替え）時は、ZEB化を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●ZEB（Net Zero Energy Building）とは 快適な室内環境を実現しながら、大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを指した建物を指します。ZEBは、エネルギー削減量に応じて「狭義のZEB」、「Nearly ZEB」、「ZEB Ready」、「ZEB Oriented」の4種類に区分されます。
	<ul style="list-style-type: none"> 照明のLED化を推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> 断熱フィルムを窓ガラスに貼付する。
	<ul style="list-style-type: none"> 調光システムや人感センサーの導入を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> エアコンやOA機器等の設備について、省エネルギー型機器を積極的に導入する。
	<ul style="list-style-type: none"> 節水型機器を積極的に導入する。
	<ul style="list-style-type: none"> 散水等への雨水利用を検討する。 トイレ用水、洗面所等の水量、水圧を調整する。 節電を励行するためのステッカー等を施設内に貼付する。 ピーク電力の削減のためデマンド制御の導入を検討する。
次世代自動車の導入	<ul style="list-style-type: none"> 公用車の購入時は次世代自動車を検討する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●次世代自動車とは 電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車等の環境負荷の低い自動車を指します。 </div>
効率的な行政運営	<ul style="list-style-type: none"> 事務の見直しやデジタルツールの導入により、効率的な行政運営を推進する。 計画的なノー残業デーによる定時退庁や、有給休暇の計画的消化を促進する。

④廃棄物の減量とリサイクル

取組項目	具体的な活動
公共事業における環境配慮	・ 建築副産物の再利用、リサイクルに努める。
	・ 建築物等の新設に当たっては、長期の使用が可能な高耐用性構造、工法を採用する。
分別と資源化	・ ごみの分別を推進する。
	・ 一次保管ストックヤードを確保する。

⑤職員の日常の取組

取組項目	具体的な活動
電気機器使用の管理	・ OA機器や電気機器は、不使用時には電源を切るか、節電モードとなるよう設定する。
	・ エアコンのフィルターを定期的に清掃する。
	・ エレベーターの使用を控える。
	・ 個人使用機器（卓上扇風機等）における電源の利用を控える。
	・ クールビズ、ウォームビズを推進し、エアコンの温度（冷房は28℃以上、暖房は20℃以下を目安とする）を管理する。
	・ 部屋の温度調整のため、ブラインド等の使用や換気を活用する。
照明機器使用の管理	・ 不要な照明は消灯する。
	・ 始業前、昼休み、定時後は業務に支障のない範囲で消灯する。
灯油使用の管理	・ ストーブやボイラー等の使用時間の短縮に努める。
	・ 暖房は20℃以下を目安に設定する。
公用車使用の管理	・ 近くへの移動は徒歩で行くよう努める。
	・ 公用車として自転車を活用できる環境を整備する。
	・ 出張時には、可能な範囲で徒歩や公共交通機関を利用する。
	・ エコドライブ（不必要なアイドリングや急加速、急減速をしない等）を行う。

ガス使用の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料用に使用するお湯は、水から沸かさず湯沸器を利用する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸かし時は必要な量を必要な時間で沸かす。
	<ul style="list-style-type: none"> ・食器等の洗浄の際は、支障のない範囲で低めの温度設定にする。
水使用の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・水を出したままの作業は控え、節水に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の洗車等に水を使う際は、ホースを使わず、バケツを利用するよう努める。
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用する物品については、環境配慮物品リストに基づいた購入や、エコマーク等の付いた環境配慮型の物品の購入に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・町民配布用物品や教育用教材は、環境配慮型の物品とするように努める。
コピー用紙の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷や集約印刷を推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・裏紙の利用を推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・重複資料を減らし資料の簡素化を推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・配布部数を適正化する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有には電子メール等の利用を推進し、ペーパーレス化を推進する。
廃棄物の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て製品の購入を控え、繰り返し利用できる製品の購入に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・納入業者に対して不要な包装を控えるよう要請する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・備品は長期にわたって利用できるよう取扱いに配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食等に食べ残しがないように適量の購入、持参を心がけ、食品ロス削減に取り組む。
	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ、マイボトル等の利用を進めるとともに、ごみとなる製品の購入を控える。
再使用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・包装材や梱包材は可能な範囲で再使用する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機やプリンターは、再使用可能なカートリッジを使用する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイルや封筒等の再使用可能な用品は再使用する。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 実行計画の推進・点検体制

各所属では、随時、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、計画の実施状況の把握、点検、評価を行い、計画の推進と改善のための検討を行います。

各職員は、計画への主体的な取組、環境保全活動への積極的な参加を心がけます。

取組状況の点検・取りまとめの総括は、環境担当課が行います。

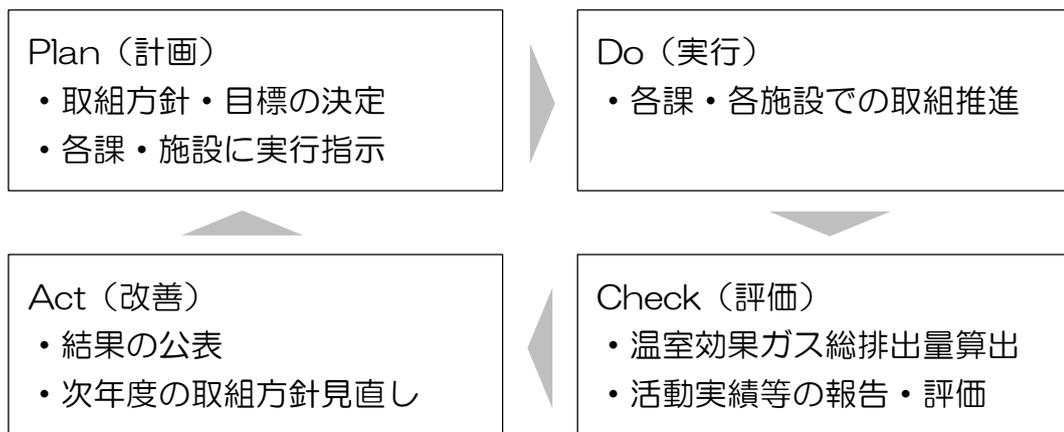


図5 毎年のPDCAのイメージ

(2) 進捗状況の公表

全庁的な点検・評価結果を毎年実施し、温室効果ガスの総排出量に関する数値目標とその達成状況について、湯河原町のホームページ等で毎年公表します。

(3) 職員研修等の実施

実行計画の目標達成のため、職員一人ひとりが地球環境問題の重要性を認識し行動するよう、職員研修等の機会あるごとに環境に関する情報の提供を行うものとします。

湯河原町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和8年3月

湯河原町 環境課

〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-2-1

電話：0465-63-2111（代）/FAX：0465-64-1401

Email：kankyo@town.yugawara.kanagawa.jp